

## 埼玉県 AI・IoT・ロボットシステム導入トライアル補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 県は、県内中小企業者が生産性向上等を図るために AI、IoT、及びロボットシステムを活用する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この要綱において「県内中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項に定める「中小企業者」であって、埼玉県内に登記簿上の本店及び主たる事務所を有する者をいう。
- 2 この要綱において「AIシステム」とは、IoT（モノのインターネット）技術で収集したデータを AI 技術で解析・予測・判断し、その結果をフィードバックして生産性向上等を実現する仕組みをいう。
- 3 この要綱において「IoTシステム」とは、IoT 技術を活用して収集したデータを可視化し、生産性向上等を実現する仕組みをいう。
- 4 この要綱において「ロボットシステム」とは、IoTシステムもしくは AI システムから得られたデータや解析結果等をもとに、コンピュータを介してロボットなどのアクチュエータ機能で作業の自動化・効率化を実現する仕組みをいう。

### (補助対象事業者)

- 第3条 補助の対象となる事業者は、前条第1項に該当する者とする。

### (補助対象事業)

- 第4条 補助の対象となる事業は、以下の要件をすべて満たすものとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (1) 補助事業期間内に「AIシステム」、「IoTシステム」、「ロボットシステム」のいずれかを構築し、経営上の改善効果が見込まれる事業であること。
- (2) 生産性や効率性向上といった経営改善に結びつく評価指標を定量的な数値目標として設定できる事業であること。特に「AIシステム」については、AIの精度指標（認識率、正答率など）を評価指標として取り入れること。
- (3) 「AIシステム」、「IoTシステム」、「ロボットシステム」のノウハウについて、県内中小企業への波及効果が見込まれる事業であること。

### (補助対象経費)

- 第5条 補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。

### (補助率)

- 第6条 前条の経費に対する補助率は、補助対象経費の3分の2以内とし、予算の範囲内で知事の定める額とする。

### (交付申請)

- 第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 補助金の交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。
- 3 補助事業者は、交付の申請にあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消

費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 知事は、交付決定に当たり、前条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第3項のただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（計画の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業に係る計画を変更しようとするときは、様式第3号による事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、様式第4号の事業計画変更承認書により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第6号による事業の遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の11月末日現在の遂行状況について、12月10日までに様式第7号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。また、知事は必要があると認めるときは、補助事業者に状況報告を求めることができる。

（実績報告）

第13条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 規則第13条の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業等の中止・廃止の承認を受けたときを含む。）した日から30日以内、又は補助金の交付決定に係る会計年度内で知事の定める日のいずれか早い日までとする。

3 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第14条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、交付すべき額を確定し、様式第9号による補助金交付額確定通知書を補助事業者に交付するものとする。

(補助金の支払い)

第15条 補助金の支払は、精算払によるものとする。補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第10号の補助金の交付請求書により補助金の交付を請求するものとする。

2 知事は、補助金交付請求書及び添付書類の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(財産処分制限の緩和期間)

第16条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、事業完了(当該財産の取得)後5年とする。

(財産の処分制限)

第17条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、当該財産の取得価格が50万円以上のものとする。

2 補助事業者は、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(経営改善状況等の報告)

第18条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後15日以内に当該補助事業に係る過去1年間の経営改善状況等の状況について、様式第12号による経営改善状況等報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、前項の規定による報告書に記載しなければならない。

(収益納付)

第19条 知事は、前条の規定による報告書により、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業で開発した「AIシステム」、「IoTシステム」、「ロボットシステム」そのものの事業化や、知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合には、当該補助事業者に対し、交付した補助金額を上限として県に納付させることができるものとする。

(書類の整備等)

第20条 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補助事業等の公開)

第21条 知事は、補助事業により行った事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報(補助事業者名、補助事業テーマ名、補助金額等)を公開することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 補助対象事業及び経費

補助対象事業	
<p>(1) 補助事業期間内に「AIシステム」、「IoTシステム」、「ロボットシステム」のいずれかを構築し、経営上の改善効果が見込まれる事業であること。</p> <p>(2) 生産性や効率性向上といった経営改善に結びつく評価指標を定量的な数値目標として設定できる事業であること。特に「AIシステム」については、AIの精度指標（認識率、正答率など）を評価指標として取り入れること。</p> <p>(3) 「AIシステム」、「IoTシステム」、「ロボットシステム」のノウハウについて、県内中小企業への波及効果が見込まれる事業であること。</p>	
補助対象経費	
経費区分	内容
機械装置・器具購入費、ソフトウェアパッケージ購入費	<p>システムを構成する機械装置、センサー・カメラ等のAIやIoTを構成する装置・部品、ロボットなどアクチュエータ機能を有する機器、あるいは通信機器類を購入・据え付けする費用、またはそれらを自社内で製造する費用（社内労務費を除く）。パッケージソフトウェア（AIやIoT、それらの関連業務に関わるもの）の購入及び設定費、機器借用、保守または修繕に要する経費。</p> <p>&lt;注意事項&gt; システムの導入目的外の機械設備やIT設備等といった汎用性のある設備は対象外。（例：事務処理用のPC関連機器やスマートフォン、プリンタなど）</p>
クラウド使用料等	<p>システムとして利用するクラウドの使用料及び通信費等の使用料。クラウド使用料、機器リース、通信費、保守、その他借用等の費用は、交付決定日以降に契約し、翌年の2月末日までに支払った費用とする。</p>
委託費	<p>補助事業者が自社で実施することができないものあるいは適当ではないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費（委託契約）。例えば、システム開発などで外部の専門業者に委託する費用等を対象とする。委託費は、補助額の1/2を超えないものとする。</p>
技術指導費	<p>AI、IoT、ロボットシステムの構築に当たって、外部の専門家等から技術指導を受ける場合に要する経費。開発を委託する会社と同じ企業から技術指導を受ける場合には、一連のシステム開発の作業と判断し、技術指導費ではなく委託費として計上する。</p>
外注費	<p>AI、IoT、ロボットシステムを構築するのに必要な既存工作機械装置の設計、改造及び電気工事、設置工事等の外注に必要な費用</p>
その他経費	<p>上記以外で、知事が必要と認める経費</p>

※ 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。